

新築中	増改築中	転居前
	○	

名簿番号	
------	--

令和5年分贈与税（住宅取得等資金関係）提出書類

**令和6年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合の方用**

※ この書類は、「令和5年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧増改築等用 二面」又は「令和5年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』の添付書類一覧増改築等用 二面」の「○『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の【令和6年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】に掲げる書類です。

\_\_\_\_\_ 税務署長 殿

私は、下記1の住宅用の家屋が増改築等工事中であるため、工事完了後遅滞なく住宅用の家屋を居住の用に供すること及び居住の用に供したときは遅滞なく下記2から4（住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は併せて下記5）の書類を提出することを約します。

記

- 増改築等工事中の住宅用の家屋  
所在地 : \_\_\_\_\_  
延床面積 : \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 住宅用の家屋の登記事項証明書（床面積が明らかでない場合は、併せて床面積を明らかにする書類。また、贈与を受けた金銭で、住宅用の家屋の敷地である土地等も取得した場合にはその「土地等に関する登記事項証明書」を含む。）  
（注）申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類を提出することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。
- 増改築等に係る工事請負契約書の写しなど（増改築等をした年月日並びに工事費用の額及びその明細を明らかにするもの）
- 次のいずれかの書類
  - ① 確認済証の写し
  - ② 検査済証の写し
  - ③ 増改築等工事証明書
- 住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は、次のいずれかの書類
  - ① 住宅性能証明書
  - ② 建設住宅性能評価書の写し（注）設計住宅性能評価書とは異なります。
  - ③ 増改築等工事証明書（増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるものであることについて証明されたもの）

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

**工事請負建設業者等による証明書**

\_\_\_\_\_氏との請負契約により増改築等中の上記1の住宅用の家屋は、令和6年3月15日において、増改築等の完了に準ずる状態（増築又は改築部分の屋根（骨組みを含む。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態）であることを証明します。

○ 工事完了予定日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 住 所（所在地） \_\_\_\_\_

氏 名（名称） \_\_\_\_\_